

3感対第2232号  
令和4年1月11日

各市町村長殿

愛知県知事

病院等に勤務する医療従事者の同居家族に対する3回目接種の  
接種間隔前倒しについて（通知）

日頃は、本県の新型コロナワクチン接種体制の確保について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

愛知県では、医療従事者等における新型コロナワクチンの3回目接種について、令和3年12月20日から、接種間隔を6か月に前倒して接種を進めているところです。

しかしながら、「オミクロン株」による感染が急速に拡大する中、医療従事者の感染リスクを可能な限り低減し、今後、更なる感染拡大が進んだ際にも、医療体制をしっかりと確保できるよう、対策を講じておくことが必要です。

こうしたことから、本県としては、医療機関に勤務する医療従事者だけでなく、その同居家族についても、3回目接種の接種間隔を6か月に前倒して接種できることといたします。

また、医療従事者と同様、医療機関において適切に名簿管理することを前提に、接種券が届く前であっても、接種を受けることができるものといたします。

本件については、同日付けで、公益社団法人愛知県医師会及び一般社団法人愛知県病院協会に対し、別添のとおり通知をしております。

当面は、各市町村に配分するワクチンで対応可能だと考えておりますが、医療機関に対するワクチンの追加供給が必要となる場合には、市町村間の融通等により適宜対応してまいりますので、県へご相談いただくようお願いいたします。